

第十三回国会 衆議院 通商産業委員會議録第七号

(一五〇)

昭和二十七年二月十二日(火曜日)

午後一時四十九分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事 中村 幸八君 理事 山手 満男君

理事 多武良哲三君

今泉 貞雄君

小金 義昭君

福田 一君

村上 勇君

加藤 謙造君

出席國務大臣

通商産業大臣 高橋龍太郎君

出席政府委員

通商産業 本間 俊一君

政務次官 永山 時雄君

通商産業事務官 (大臣官房長官) 永山 時雄君

資源庁長官 始関 伊平君

委員外の出席者

通商産業事務官 (資源庁長官) 松田 道夫君

通商産業技官 鼠入 武夫君

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

二月九日

中小石油産業者救済対策確立に関する諸願 (平澤長吉君紹介) (第五七三号)

八戸川にダム建設等の諸願 (山本利壽君紹介) (第五八九号)

工業技術庁陶磁器試験所の移転に関する諸願 (大石ヨシエ君紹介) (第五九六号)

の審査を本委員会に付託された。

第一類第十一号 通商産業委員會議録第七号 昭和二十七年二月十二日

本日の會議に付した事件

石油及び可燃性天然ガス資源開発法案 (内閣提出第二二二号)

旧軍工廠施設拂下げに関する件

○中村委員長 これより會議を開きます。

まず旧軍工廠施設拂下げに関する件について質疑の通告がありますのでこれを許します。今泉貞雄君。

○今泉委員 旧軍工廠の処分に関する政府の方針について通産大臣の御意見を伺いたいと思ひます。この問題は同僚議員によつてすでに再三質問せられたごとく、非常な重要性を有するものであり、これが処置は現下国民全般の重大関心事であらうと思ひます。従つて政府はこれらの重大なる施設を最高度に活用する点において万遺憾なきを期すると同時に、い

やしくもこの問題について国民に疑惑を抱かしむる余地がないように、あらゆる角度から慎重周到に検討して、何人も納得し得るような、明朗公正な措置を講じなければならぬことは申すまでもないと思ひます。

つきましては、これらの問題につきまして最終決定に至るまでの具体的な順序を、さしつかえない限りにおいて御説明願ひたいと思ひます。

○永山政府委員 手続の順序といたしましては、御承知のように、あつた施設は賠償指定になつております。従いまして日本政府の一存ではその処置を決し得るわけではございません。日本政府が国の経済復興なり、そういう意味で、何らかの方法でこれを活用することが必要だということに認定をいたしました場合には、日本政府から司令部に對して、こういう方法による活用を認めてもらいたいという意味の司令部の許可が必要なのでございます。

なお日本政府の内部でいたしましては、いろいろの申請があるものでござい

ますが、これを通産省といたしましては、産業復興の立場からあの施設をどういうように利用し、どういうように活用することが一番その趣旨に合うかという意味で、その判定をいたすわけ

でございます。御承知の通り、通産大臣の諮問機關として五人の方々に委員を委嘱いたしまして、その御意見を拜聴した上で、通産大臣の責任においてその判定をいたす、ただこれはいかなる用途に使用しようとするか、活用するに際しては、さらに拂下げの場合にはいかなる価格で拂下げをするか、あるいは貸下げをする場合にはいかなる程度の借料をきめるかという問題は、国の財産でありますので、大蔵省の關係であります。従つて大蔵省の立場からそういう問題についての意見が出るわけであり

ます。總じて閣議その他の機關で決定をされまして、先ほど申し上げたような手続で司令部の許可をとるといふことで、初めて利用の段階に入る、か

ように考えております。

○今泉委員 五人委員会の設置の趣旨につきましては、ただいまのお話でわかりましたが、この五人の委員を選考した事情、さらに今日までの五人委員会

の審議の状況、これらの点についてお尋ねしたいと思ひます。

○永山政府委員 五人委員会の性格は、はつきり申し上げますと、別に公

の一つの委員会としての性格ではござい

ませんで、五人の方々が通産大臣の諮問に應じてそれらの見解を披瀝されるという、別に委員会としての一つのボディを持つたものではないのでございまして、一人々々がそれら通産大臣の諮問機關的なフアンクシヨンを

持つておるものであります。しかししてこれは別段設置法その他法律に基いた

ものではございませんで、通産大臣がこの問題について御意見をきめられる

のについて、非公式な諮問を受ける立場にあるのでございます。大体あの御

ぶれで御承知のように、世間から納得をされるつばな人物を各界からそれ

ぞれ諮問委員をお願いをして、お引受け願つてゐるという状況であります。

なお今までの五人委員会の運用の状況は、ただいま問題になつております四

日市の工廠及び播磨の工廠の処置の問題、この二つにつきまして、五人の方

方にそれら諮問をいたしてござい

ます。大体播磨、四日市につきましては、それら申請者が相当多数あるの

でございまして、その申請者に五人の委員の会合に出席を求めまして、どう

いう計画で利用するか、それらの申請の事情あるいは申請の内容の説明を

求めまして、播磨につきましては、最近現地に五人の委員の方々が視察を

されたようでありまして、またその説明

を聞いた上で、いかなる処置をするかという問題については、別段その段階

にまでは達していないのでござい

ます。

○今泉委員 しかればこれらの軍工廠は拂下げの考えであるか、あるいはまた貸し付ける考えであるか。またこの拂下げ、あるいは貸付等は特定の

社あるいは二社に指名する考えであるか、あるいは有力なる数社の競争入札にするつもりであるか、これらの競願者を選挙する基準について一応お伺いしておきたいと思ひます。

○永山政府委員 拂下げにするか、貸下げの形式をとるかという問題でござい

ますが、現状におきましては賠償指定をされておられます關係から、拂下げ処分はできないのでござい

ます。従つて現在の状態においてこれを利用するということになりますと、貸すとい

うかつてゐると思ひます。將來の問題として拂下げをするかどうかという問題は、先ほど申し上げました通り、主として大蔵省の管轄の問題でござい

ますので、大蔵大臣の方の御意見を主として、大蔵通産両省で相談をいたしま

して処置するということに考えてござい

ます。それから一社に拂下げするか、数社に拂下げするか、あるいは拂下げの基準はどうかというふうな問題につ

きましては、まだ通産省としては何らの予備観念を持つておらないのでござい

ます。これは先ほど申しました通り、五人の委員の方々の自由な御意見を拜聴いたしました上で通産大臣が決定されるということになるのであります。

○永山政府委員 五人委員会の設置の趣旨につきましては、ただいまのお話でわかりましたが、この五人の委員を選考した事情、さらに今日までの五人委員会

の審議の状況、これらの点についてお尋ねしたいと思ひます。

○永山政府委員 五人委員会の性格は、はつきり申し上げますと、別に公

の一つの委員会としての性格ではござい

ませんで、五人の方々が通産大臣の諮問に應じてそれらの見解を披瀝されるという、別に委員会としての一つのボディを持つたものではないのでございまして、一人々々がそれら通産大臣の諮問機關的なフアンクシヨンを持つておるものであります。しかししてこれは別段設置法その他法律に基いたものではござい

ませんで、通産大臣がこの問題について御意見をきめられるのについて、非公式な諮問を受ける立場にあるのでござい

ます。大体あの御ぶれで御承知のように、世間から納得をされるつばな人物を各界からそれ

ぞれ諮問委員をお願いをして、お引受け願つてゐるという状況であります。

なお今までの五人委員会の運用の状況は、ただいま問題になつております四日市の工廠及び播磨の工廠の処置の問題、この二つにつきまして、五人の方

○今泉委員 昨十一日の日本経済新聞に掲載されておつたのでありますが、四日市の旧工廠は、政府の要請する三つの要件、すなわち大資本を有すること、技術の優秀なこと、将来の国防生産要求に寄與すること、以上の三條件に該当する点において、いずれの競願会社にも難点があるために、外資導入に關して、政府保障をなす際の便を考へて、特殊会社の案を採用するよう

にきまつた、こういうことが記事に載つておつたのでありますが、はたしてそれが真実の問題であるかどうか。また播磨や四日市の問題は、すべてこれらの施設を処分する際に、各種の條件に關して、絶對的に卓越した唯一の会社があればともかくも、しからざる限りは、一定條件を具備した有力なる数社の競争入札とするか、あるいはこれらの合同による強力なる新会社の創立というものが、今後のわが国の産業振興に對処する上においても、また國民を納得させるためにも、得策であると私は考へるのではありませんが、政府としてはどういふお考えであるか、これらの点を一応お伺いしたいと思います。

○高橋國務大臣 その点は私からお答えをいたしますが、昨日でありましたか、あの新聞記事については政府は何にも關知しておりません。なお念のため、安本長官に、君の方では何かあれに類する意見があるのかというのを聞きまして、安本の方でも何も關知していない。どこからあつた材料が出たのか不思議に思ふということも長官が言つておりました。

それから今の、將來をどういふことを考へておるかという御質問であります。現在のところでは全然白紙で、今

私の方で研究しておるのは、数社の競願社がある。その会社の中でどれが一番適當な資格を持つておるか。それを問題にして研究をいたしておる程度でありまして、それ以上のことは、また必要ができて新しい問題になると思ひます。とにかくあの新聞の記事には私も政府では何にも關知していない報道であることをお告ぐいたしておきます。

○今泉委員 大臣にお尋ねしますが、播磨工廠が巷間伝へるところによりますと、神戸製鋼と、それから大谷重工が、幾つかの競願社の中、この両社が最も有力なる候補になつておる。そしてその中でも神戸製鋼というものがほとんど代表的に非常に有力な会社である。こういうようなことが伝えられておるのでありますが、この工廠の活用に關しては、この大谷重工といふのは神戸製鋼、この両社の計画といふものについて通産大臣がどの程度までお聞きになつておるか。あるいはまたこの両社の計画内容等についておさしつかえなかつたならば、ここに御意見を發表していただきたいと思ひます。

○高橋國務大臣 この播磨の問題も七つでございまして、八つでございまして、競願社があるのです。それから將來拂下げを受けた場合にどういふ計画で生産をするのか、どういふ計画を持つておるかというところは、各社からそれぞれ書面が出ております。なお委員会では各社の出席を求めてその説明を聞いております。今私ども、あるいは五人委員会でもまだどの社が一番適當だということについては何も結論が出ておりません。ある一社に内定をし

ているというふうな話はデマにすぎないのであります。たださつぱらに私がそれらの書類を見、また競願社の意見を聞きまして、結局神戸、大谷が一番有力であらうと、私は感じております。

それから私は昨年播磨の實際を視察に行つたのでありますが、二、三日前に五人委員の諸君はあちらへ視察に行つたはずで、まだ歸られて私會つておりません。それから五人委員の諸君の意見も結論は出ていない。またおそろく個人的にもどの方面に向つても、そういう意見は発言されてないだらうと思ひます。というのは、せんだつて集まりましたときに、五人全部の人が出席しておつたのですが、これは世間でいろいろ問題にされておるのだから、軽々しくわれわれは結論を出すべからぬと思ふ。これから視察に行くんだから、十分實際の視察の済むまでは、われわれの意見はお互いの間でも發表しないことにするのが適當だといふような話、その席上で出たのでありますから、ほかへ對しても何も意見は出ていないだらうと思ひます。また私も聞いておりません。それが現在の事情であります。

○今泉委員 ただいまのお話のように、五人委員会から何らの結論も出ていない。しかしながら大谷の七社の中、言葉の中に神戸と大谷がその七社の中で最も有力である、かような言葉があらうから何らの結論も出ておらないにもかかわらず、われわれがかようなことを申し上げるのにはどうかと思ふのであります。その二社の中で、現在播磨工廠の設備の最も目標となつておるこ

ころの大型の五千トン・プレスと同じようなプレスを自分の工場に設備しておつて、それを終戦以來全然放棄して稼働していない、こういうふうな事情があるということを聞いておるのでございませう。將來の發展の計画上のこの工廠の中に特に必要であるというふうな大型の施設と同一の施設を持つておつて、それらのものを稼働しておらない、こういうような点から考へてみま

したときに、私としては、これらの未稼働の、しかも日本の産業にとつて必要であるところのこの巨大な大型のプレスを自分のところに施設の一部として持つておきながら、これを活用しておらないという一例は、播磨の工廠にある大型のプレスをさらにまた必要とするというその考へ方にわれわれとしても非常な疑問を有するものであります。かかる観点を十分に御考慮に入れていただきまして、国全体としてこれを合理的に活用する、そういう意向のもとにこの問題を解決せらるるようによつて要望いたしまして、私の質問を終ります。

○中村委員長 本件に關して他に御発言はございせんか。

○山手委員 この問題については、私はこの委員会でも再三大臣初め皆さんにお聞きをしておりますので、もう一度とては申し上げませんが、先般あつた新聞記事も出ましたし、いろいろ話も伝わつておるに思ひますので、私は實際にその施設を見ております。一人として、大臣は非常に良心的に、まじめに御答弁になつておられる、非常にいいと思ひます。しかし、いろいろな動きもあるし、かつあれだけ大きなものが野ざらしになつておる

し、しかもそれが非常に重要なものでありますので、私はこういう問題は、ぜひとも早急に裁断をお下しになつた方が、ある意味ではむしろ問題を解決して行く方法ではないかと思ひます。

日米経済協力の問題や將來日本の進んで行く道などは、大体において方向はきまつて來つたものであります。それから、その大きな線に沿つて、ぜひとも通産省が賢明なる裁断をお下しになることを要望したのであります。特に四日市の海軍燃料廠に關して具體的に審議に入るのには、播磨の方の処分が決定したあとになるのかどうか、大体その時期その他について大臣からもう一べん何つておきたいと思ひます。

○高橋國務大臣 ああ、遊休施設を一日も早く活用すべきでないかという御意見は私も同感であります。ところで四日市の方はなかく複雑しております。そういう点は播磨の方が簡單であります。四日市の施設には仮使用許可をしておる、そして稼働しておる面があるのであります。そういうことも非常に複雑でありまして、それと、戦災にあつて、だれが拂下げを受けるにしても元の通りに復活しただけではないのだからと思ひます。今委員会の方針は、播磨の方を先にきめて、それから四日市の方へ移すということにきめておられます。そういうきめた方針からではないのですが、現在は主として播磨の方をやつております。一応四日市の方の競願者の書類も、競願者全体の意見の聴取は済みましたが、今ちよつとここで申し上げるのには適當ではないかと思ひますが、ある研究、ある聴取を四日市について必要を委員会でも認めております。そ

それが外部の事情で二月の二十日前後でないとその実行ができぬ事情がありま

すので、実はそれを待つておるとい

のが現状であります。

○風早委員 四日市の問題に入ります前に、旧陸海軍の工廠がたぐさんある

のでありまして、その中にはすでにG

HQが使用中のものもたくさんあるわ

けでございます。それらの使用の資格

及び今後そういうものが全体としてど

ういう措置になるのか——これはす

でいろいろ質疑応答があつたかもしれ

ません。あつたらいへん失礼であり

ますが、今後の権利関係というか、あ

るいは所有関係というか、あるいはま

た占有関係というか、そういう点につ

いてはつきりした方針を承りたいと思

います。

○本間政府委員 お答え申し上げます。日本政府といたしましては、原則

として日本政府の方に返還を希望する

という立場で、御承知のように行政協

定がたまたま進行中でございますの

で、まだ最後の結論には達してない

と承知いたしております。

○風早委員 それだけではあまりわ

らなさ過ぎるのですが、原則としては

日本へ返還を希望するという大体的見

通しだということですが、今まで使

つておつた場合に、それが実際にいろ

ろ利益にもされておつたと思ひます

が、そういうものはどう処理されるの

か。それは今までやつていた事実上の

関係として、この際は今後の問題だけ

を問題にするのか、そういう点をもう

少しこの際明確にしておかれる必要が

ある。それから賠償は役務賠償という

ことになつて、大体これらの工廠がそ

くことはむろんないと思ひますが、し

かし引續いて同様にこれを管理するとい

ういうような、あるいは利用するとい

うような工廠も相当出て来るのか。出

来るとすればどういつた種類のもの

あるか。それらをもう少し、今交渉中

といへども大体的輪郭を話していただ

かないとちよつとわからないのであり

ますが……

○本間政府委員 御承知のようにただいま岡崎さんが中心になりまして、交

渉いたしております。まだ私どもの

方にその結果につきまして御連絡がな

いわけでありまして、御質疑に対し

まして明確なお答えをする段階にな

つておらないのでございます。私どもの

感じから申しますと、御承知のよう

に賠償の指定にはなつておりますけれ

ども、施設は持つて行かないというこ

とに條約できましておるのでございま

すから、その点はその通りに相なるも

のと確信いたしておるような次第であ

ります。その他の施設を今後どうする

かというような問題は、やはり日米の

間で話し合ひをいたしまして決定され

るものというふうに考えております。

○風早委員 あまりこれをお尋ねして

も、どうも要領の得られる御返答は期

待できないように考えられますのでや

めます。しかしながら岡崎閣下大臣が

今交渉しておるという場合に、一つも

通産省に連絡がないというのは、通産

省とされても問題じゃないか。

やはり日本の産業の政策の根幹を握ら

なければならぬ通産省とされて

は、積極的な通産省としての御見解が

あるはずだと思ひますのでありまして、そ

れをお聞きしたいと思つたのでありま

すが、今までそこまで條件が行つてお

らないようでありますから、それ以上

お聞きしないことにします。

そこで四日市の旧海軍燃料廠の再開

問題であります。この拂下げをめぐ

つて各資本家がいろいろ争奪をやつて

おるといふことは、確かに大きな問題

であります。またそのどれへきまるか

といふことも問題でありまして、わ

れわれのまた別の観点からすると、そ

れがどこへころぼうが、そういうこと

が問題じゃないのであつて、それ以前

に、四日市の燃料廠の再開というもの

が、今後の日本の経済に對して一体ど

ういう問題を持つのかという点、これ

こそが実は問題じゃないかと思

う。これは特に石油の問題であります

から、そういう意味で今後の日本の石

油の政策といふものの重点が一体ど

に置かれるのか。かりに四日市が再

されれば、それだけでも今日の日本の

生産能力の半分はここで持つというよ

うな大きなものでありますから、この

再開はそういう意味でも実質上今非常

に大きな影響を持つものであります。

これが今後日本の石油の生産という

ものの方向を一つ與えるものではな

いかと思ひます。そういう

点をお尋ねしたいわけでありまして、そ

れをもう少し具体的に明確にするため

に、今その問題をお尋ねするについ

て、二十七年年度の石油——これはあら

ゆる油種についてお述べを願ひたいの

ですが、あらゆる油種について推定さ

れる需要額、またこれに對する日本の

供給能力、こういうものはどういふこ

とになつておるか、これをまず具体的に

にお話願ひすれば幸いだと思ひます。

○中村委員長 ちよつと速記をとめ

て。

〔速記中止〕

○風早委員 実はこの賠償に關連する

問題をお聞きしたいのですが、それは

はつきりお答え願ひないわけではし

う。ですからもう少し他の観点からこ

れを聞いてみようと思つたのですが、

幸いによつて石油の問題が後に出

すから、その際に譲るとしまして。

○中村委員長 他に御発言はございま

せんか。御発言がなければ本件に

關する質疑はこれをもつて打ち切り

ます。

○中村委員長 次に石油及び可燃性天

然ガス資源開発法案を議題として質疑

に入ります。質疑の通告がありますか

これを許します。中村幸八君。

○中村(幸)委員 石油及び可燃性天然

ガスは燃料としてまた動力源として、

さらにまた各種化学工業の原料とい

はしまして、きわめて重要なものである

ことは言をまたないものであります。

しかも国内産出の石油の量は全需要量

の割にも満たないような現状であり

ますので、石油及び可燃性天然ガスに對

しましては、國家としても極力手厚い

保護を加へますとともに、その探掘

にあたりましては、能率的にかつ合理的

に開発して行かなければならぬこと

とはむしろ當然であると考えるのであ

ります。幸い今回政府におきまして現

行の石油資源開発法案を提出いたしま

して、新たに石油及び可燃性天然ガス資

源開発法といふものを制定いたしまし

て、企業に對する助成と、さらにまた

油層技術學に基づくところの油層エネ

ギー浪費防止探掘方法を定めることに

なりましたことは、その根本の趣旨に

おきましてはまことにけつこうなこと

でありまして、何ら異議をさしはさむ

べき筋合いのものではないと思ひので

あります。わが國の油田はその規模

におきましても、またその量におきま

しても欧米の油田とは比較にならぬほ

ど貧弱なものであります。彼此まつ

たく同一にこれを考えることは多少そ

こに無理があるのではないかとと思

はれます。わが國におきまして探掘

方法を法制のもとに置くことは今回が

初めての試みでもあります。また

營利と理想という一見矛盾したような

事柄を調節して行かなければならぬ

といふような点から考えますと、こ

の法案の取扱ひにつきましてはよくよ

く慎重を期せられたいと思ひます。御

希望を申し上げる次第であります。以

上の見地に立ちまして私は以下數点に

ついて御質問をいたしてみたいと思

ひます。

まず現行の石油資源開発法でありま

すが、提案理由の説明にもありまし

たこと、この法律は昭和十三年に制

定せられ、軍事目的のための増産

を主眼とした戦時立法でありまして、

今日の事態より見ますならば、きわ

めて不適当な規定が多いのでありま

す。しかも技術的に見ましても合理的

の開発といふことを無視し、むしろ合理

的の開発を阻害する面も多分にあるの

であります。終戦後六年の今日までこ

れをこのままに放置して一向手を付

かつた、改正しなかつたという理由

はどこにあるか。また現在かような不

適な法律ではあります。が施行されて

おります以上、これを運用面で適当に調

節して来られたのではないかと思ひ

ますが、これが一体どのような

運用されておりましたか、この点から質問に入りたいと思います。

○始開政府委員 たいだいま御質問があら

りまして、石油資源開採法は戦時中の立法でありまして、現状におきましてははた不適当な点が多かつたのであります。私どもいたしましては昭和二十五年三月に帝国石油株式会社法を廃止したもので、そのとき以来新しい法案の調査審議に着手いたしまして、今回ようやく御審議を願うことになった次第でございます。ただいま御指摘がありましたように、古い、実情に合わない法律をそのまま適用しておつたものではございません。たとえ

ば昭和二十五年五月には旧石油資源開採法の運用の円滑を期しますために、改正案の施行されるまでの措置として省令の一部改正を行つた事実もありません。不適当な点を実情に合わせてつうに運用面において努力して参つた次第でございます。

○中村(幸)委員 次に御尋ねいたしますが、法案の第一條に「石油及び可燃性天然ガス資源を合理的に開発することによつて公共の福祉の増進に寄與するため」と云々とありますが、このことは石油に限らず銅でありまして石炭でありまして、鉄でありましてもみな同じではないかと思ふのであります。しかるにひとりと石油及び可燃性天然ガスについてのみその掘採方法につきまして厳重な制限をつけまして、これに違反するものは懲役あるいは罰金刑を科するというようなことにはないかと思ふ。これは行き過ぎではないかと思ふ。公共の福祉という美名のもとに憲法により與えられた企業者の自由を剝奪するところの違憲の法律で

はないかという議論も行われておるのではありませんが、この点に関する政府のお考えを承りたいと思ふ。

○始開政府委員 たいだいまお話のあり

ましたように、およそ鉱業権によりまして国から権利を與えられております。鉱業権者は、石炭あるいは金属資源等対象が異なりまして、公共の福祉の増進に寄與いたしますようにその権利を行使して参らなければならぬことは御説の通りであります。まづたこの通りでございますが、石油につきまして特別に今回の法案により必要な助成をいたしますと同時に、探採方法等につきまして他の石炭等がない制限を加えますのは、それは石油並びに天然ガスが流体鉱物であるという特殊の事情によるのであります。技術的な問題でございますが、これは油層の中にございましてエネルギーの活用によつてのみ探採を見るのでございまして、それらの点を十分に注意をいたしませんと、地下資源でありしかも日本におきましては特に貴重であります石油や天然ガスが永久に地下に残り、それを取出すことができなくなるといふ特殊事情があります。流体鉱物としての特殊性からしまして今回の法案が立案されていることをお答え申し上げたいと思ふ。

○中村(幸)委員 石油は銅や石炭その他と何らかわらないとお答へもありません。しかるにかかわらず石油は特に重大な鉱物であるから、そのエネルギーを有効に利用するといふ必要から、この法案を設けたといふ御趣旨の御説明がありました。もちろん合理的な開発をする、貴重な地下エネルギーを浪費しないように極力これを有効に利用して探採することはもちろん

けつこうなことであります。が、むちやくちやくに掘る、いわゆる掘掘すること

が営利の面から見まして決して有利でないことは明らかでありますので、企業者自身にまかせておいてもいいではないか、あえて法律で規制しなくても適当に企業者は自分自身の手で合理的に開発して行くのではないかとこの説をなす者もあるものであります。この点はいかがでございますか。

○始開政府委員 たいだいまお話の点で

ございまして、コンサダエーションの見地に立つて鉱業権者が経営をいたして参ります関係から、実際の問題といたしましては投機的な経営をはかる、あるいは一時的に掘掘に陥る弊が實際

上ないでもございせん。そういうことでは資源の有効な開発を不可能にいたしますのみならず、企業といたしましても長期的な経営上の利益を失うことになりまして、その結果としては資源の多大な損失を来すことがあるのであります。

なおつけ加えてもう一つ申し上げたいことは、先ほども申し上げましたように、石油と可燃性天然ガスとが流体鉱物である関係から、一つの企業のみが合理的に開発いたしましたとしても、それと隣接する関係になります他の企業が協調しないといふようなことがござい

ますと、合理的な開発といふ目的を達することができないのでございまして、ただいまのお話はごもつともな点もあると思ひますが、長期的にかつ確實に合理的な開発を行うためには企業者の自由意思にゆだねるのみでは不十分でございまして、法律により適当な規制と

指導とを加えることが適當であると考えている次第でございます。

○中村(幸)委員 たいだいまの御答弁に

よりましますと、企業者自身にまかせておいた場合に、あるいは投機的な理由等によつて掘掘するおそれがある。あるいはまた隣接鉱区がある場合に、当該

の鉱区でどん／＼やられては困るといふ御説明でありまして、ごもつともと思ふのであります。しかし從來わが国におきましてそういったコンサダエーション・システムによる技術管理を意

図り、あるいは合理的な技術管理をなかつたためにどのくらいの損失を来しているか、具体的に実例がわかつておりましたらお示し願ひたいと思ひます。

○始開政府委員 具体的な実例といたしましては、昨年の四月以降における帝国石油の例がございまして、これは当初会社が予定したとしておりました産油量より若干よけに出て参りました。これがコンサダエーションの趣旨から不都合であるといふことで問題になつた例がございまして、問題は主として日本の最大かつ一番有望な鉱区でございまして秋田の山瀬油田の問題でござい

ますが、その後政府といたしましては権威者を集めた委員会に諮問いたしました。どの程度にコンサダエーションを実施すべきかという勧告を帝石にいたしまして、帝石といたしましては、その勧告の趣旨に基づきましてたゞいま実施をいたしておるような次第でございまして、その間、四月からコンサダエーションを実行するようになりまして、あつたかといふ問題でございまして、

幸いコンサダエーションを実施するようになりまして時期が比較的早かつた、あまりおそきに失しなかつたといふような点からいたしまして、油層に対してそれほどの大きな影響を與えないうちにコンサダエーションが実施せられたといふふうに存じております。幸

いに根本的なと申しますか、あるいは致命的なと申しますか、そう大した影響を與えないうちにコンサダエーションが実施されるようになったといふふう

に存じておる次第でございます。

○中村(幸)委員 この法案に規定いたしておりますコンサダエーション・システムを実施する場合におきまして、長い目で見た場合はともかく、一時的にはあるいは減産となり、あるいはまたいろいろ必要施設を実施しなければならぬ、こういうことからいたしまして、企業者の経費の負担が増大する、そういうことも考えられるのであります。その場合、企業の存立を危殆に陥れるような心配はないかどうか、特に資力の薄弱な中小企業者に対して、不当にこれを圧迫するようにならないかと思ひます。

○始開政府委員 それは先ほどの御質問のときに申し上げればよかつたかと思ふのであります。コンサダエーションの觀念によりまして、今日までのところ、同量の石油をとりましますために、ただいまございまして井戸の五分の一程度の井戸の数で十分であつたと考えられるような事態もございまして、一時的に若干の減産になりましても、投資面におきましてこれを償ひ得る余地が非常に大きいと存じております。

なお実際の例といたしまして、帝国石油

油といたしましては、ただいまコンサ
ダエーションを無視いたしますれば、
一日千二百キロ以上の生産をなし得る
はずと思いますが、コンサダエーション
を実施いたしております関係上、
一日の生産は九百キロ内外だと存じて
おります。その場合におきまして、会
社の経営面におきまして、特に重大な
支障を来すという事実はないようござ
います。

それから問題は中小企業者でござい
ますが、法律の規定によりまして、こ
こにございます。いろ／＼な規制の事項
を適用いたす場合においては、油層
を指定いたしまして、そうしていたさ
れました油層についていろ／＼の規制
を加えて参るといふことに相なつてお
りますので、中小企業者につきまして
は、運用上たゞいま御指摘のございま
したような点につきまして、十分の調
整を加えるように配慮して参りたいと
存じております。

○中村(幸)委員 次に第六條に、通産
大臣は、油層を指定してガス油比を定
めることができることとなっております
が、合理的な開発をするためにはどの
程度のガス油比が一番よいかというこ
とにつきましては、今日まではつき
りした定説はないのじやないかという
ようなこともいわれておるのでありま
す。また第五條の坑井間隔の問題につ
いても同様であります。もし学説ある
いは経験者の、そこにはつきりした認定
が下しかねるということでありま
す。あまり理想に走つて安全率を無
視するということは、企業に對して
大きな犠牲を拂わせる結果になりまし
て、角をためて牛を殺すというおそれ
もありませんので、ガス油比の指定ある
いは坑井間隔の決定にあたりまして

は、先ほども申し上げましたように、
よほど慎重に願わなければならぬと思
うのであります。わが国といたしま
しては最初の試みでもありますので、
さしたつてはガス油比あるいは坑井
間隔というようなのは相当幅を持た
せて甘くきめた方がむしろよいのでは
ないか、かように考えるのであります
が、政府のお考えを承りたいと思いま
す。

〔委員長退席、多武良委員長代理
着席〕

○始開政府委員 たゞいま御指摘の点
もたいへんごもつともな点でございま
す。今回の法律の運用がむずかしい
あるいは帝石のコンサダエーションが
遅れたといふことも、一、二たゞいま
御指摘のような事情があつたからだと
いふふうに存じている次第でありま
す。それで帝石の場合におきましては、
秋田において、御承知のように大体ガ
ス油比一八七といふようなものを定め
てこれを基準にしてやつて参つておる
のでございまして、これを決定いたす
につきましては、大体わが国におきま
して最高の権威者と目される方々にお
願いをして、委員会の組織によりまし
てやつて参りたいといふふうに存じて
おります。なおたゞいまお話がござい
ましたように、若干のゆとりを持たず
といふようなことも、この委員会にお
いて考えてくれることと存じておりま
す。坑井間隔につきましても同様に考
えて参りたいと思つておるのでありま
す。

○中村(幸)委員 次に第十條には、通
産大臣は、ガス油比が大であり、また
は坑井から多量の端水が出るようにな
つたため石油の完全な開発に支障を来
すおそれがあると認めるときにおきま
しては、その採取を制限したは中止す
べきことを命ずることができるとあり
ますが、これは企業にとつてまことに
重大な問題であります。従つていきな
り命令をするといふことよりも、まず
最初にはとにかく勧告し、その勧告が
あつても一向それを聞かぬといふとき
に初めて命令するといふようにした
らよいかと思ひますが、この点に關して
はどういうお考えを持っておるか、承
りたいのであります。実は漏れ承ると
ころによると、これが最初は勧告とい
ふことであつたが、いつの間にか最後
案では命令になつておつた、こういう
ことも聞いておるのであります。そうい
う間のいきさつを承りたいと存じま
す。

○中村(幸)委員 これは特にガス油比
が過大になりまして、それを放置いた
しますと油層全般を破壊するやうな重
大な支障を来す場合があるわけ
であります。現に昨年の夏から秋に
かけまして、八橋の四十四号井におい
て、ここにございましてやうな例がござ
いまして、井戸の口の一時的な閉鎖を勧
告いたしたことがございまして、従つて
ガス油比が大であると申しまして、
特にひどい場合に適用があるのだとい
うことを申し上げましてお答えとい
たいと存するのであります。最初
勧告であつたのがその後命令になつた
といふ件につきましては、私よく存じ
ておりませんのでお答えいたしかねま
す。

○中村(幸)委員 ガス油比が特に著し
く大きくなつて非常な損害を及ぼすお
それがあるときだけこの命令を出すの
だ、こういうお答えであります。し
かし法律に命令をすることができると
いふようにはつきり書いてあります
と、業者の企業心を非常に萎縮させる
おそれがあるしなにかと考えるので
あります。おそれく政府においても
命令を突きつける前に、実問題とし
てはとらえざる勧告をする、あるいは
その勧告に應じなかつた場合に初めて
命令することになるのではないかと
思ひますが、法文があまりにきつ
い、企業者の企業意欲を喪失せしめる
ことになるおそれもありはしないかと
考えるのであります。この点につき
ましては、なおわれ／＼においても十
分検討いたしたいと思ひますから、こ
こでは重ねて御答弁は要求いたしま
せん。

次に温泉を掘る目的でボーリングを
いたしたところが、石油やガスが出て
来たといふこともあり得るのでありま
すが、この場合、石油やガスを鉱業権
者にあらざる温泉業者が採取すれば、
鉱業法の違反になるのであります。が、
温泉だけをとりて、ガスは／＼逃
がしてしまふといふやうな場合に、こ
れを取締る方法がないではないかと思
うのであります。この場合におきま
して、鉱業法の違反になるかどうかとい
うことよりも、むしろこの貴重な地下
エネルギーをむだに逃がしてしまつ
て、油層を破壊することの方がわれ
わには非常に關心を持つております。
それによつて、温泉業者が温泉を掘る
ためにボーリングをした場合、石油あ
るいはガスが出て来た、このガスを逃
がしてしまひ、温泉だけをとりとる
ことは、温泉業者としては一応それ
でいいかもしれませんが、油層を破壊さ
れてしまふと、日本の貴重な国富を損
ずるといふ観点から、油層保護の観点
から、その場合、通産大臣に届出さ
して仕上り工事をさせるといふやうな
ことも必要ではないかと思ひるのであ
りますが、この点についてお答え願ひ
たいと思ひます。

○始開政府委員 たゞいま御指摘の
ございましてやうな問題は、実は私も
気がつかないやうな問題ではございま
せんので、一応論議をいたしたわけ
であります。御指摘のやうな場合にお
きましては、鉱業法の適用も一応ない
やうな関係になつておるといふ点から
いたしまして、そこまで考えることは若
干行き過ぎではなからうかといふや
うな点と、また御指摘のやうな場合
があるにいたしまして、めつたにない場
合でございまして、そういう場合
で考えることは、この際一応控えてお
いてもさしつかえないのではなからう
かといふやうな考え方をいたしたので
ございまして、そういう問題が残つて
おることは、ただいま御指摘の通り
と存じます。

○中村(幸)委員 めつたにないとい
うお話であります。かつて秋田県の
盛岡山といふ金銅山におきまして、
ボーリングをしたところが石油が出て
来た。そこでさつそく石油の鉱区を
設定したといふことを聞いておるので
あります。事例は一向ないではないと
思ひますが、事例は一向ないではない
はそうではありません。また石油につ
いては、天然ガスについては、今後天然
ガスの開発が進むに従つて、そういう
事例も相当起り得るのではなからうか
と思ひのであります。従つてその点に
つきまして、政府としては十分対策を

お考え願いたいと存するのであります。

次に、石油及び可燃性天然ガス資源開発審議会の件であります。この委員及び専門委員は学識経験者の中から資源庁長官が任命する、こういう規定になつておりますが、この審議会は企業上の負担を課する、あるいは企業に経済上の負担を課する、重要な事項についての諮問機関でありますので、その人選には十分注意をせられまして、業界の代表者を加える、あるいは具体的問題にわたつては、当該企業者が一番よくその間の事情を知つており、いろいろのデータを持つておるのでありますから、決定にあたつては、当該企業者を審議会に招いて、その意見を十分尊重して決定することが望ましいと思ふのであります。この点についてはいかにお考えでありますか。

○始開政府委員 資源開発審議会の構成並びにその運用につきまして、ただいま御意見がございましたが、委員の人選といたしましては、一応二十七條に規定してございまして、業者の代表は入れないという建前でございますが、運用につきましては、当該業者から資料の提出を求め、また十分説明を聞くというふうにして、ただいま御指摘のございましたような点に十分注意をいたしてやつて参りたいと思つておる次第であります。

○中村(幸)委員 次に、現行の石油資源開発法の第九條を見ますと、政府が採油の制限または増加に關し必要な命令を発して、これによつて生じた損害は補償する、ということが書いてございす。あの乱暴な臨時立法でさへも損害を補償するとしてありますのに、国民の権利財産を尊重する今日の法制のもとにおいて、補償するという規定がないのは、どういふわけでありませうか、その点をお尋ねいたします。

○始開政府委員 現行の石油資源開発法の指導精神と申しますか、これは先ほど中村さんがおっしゃいましたように、軍事目的からいたしまして、場合によりましては、企業の本質的な利益を無視いたしまして増産を強行するという趣旨に出たものと思ふのであります。今回の新法案におきましては、一時的には会社の不利益なような観を呈することがございまして、恒久的には経営体の長い利益に合致するといふような、根本思想の違いがございすので、それによりまして、ただいま御指摘のございました点の説明ができるし、それでいいのであるといふふうに考えておる次第であります。

○中村(幸)委員 一応はお説のごとく、企業者自身の利益にもなるのだからいいやないかというところも考えられるのでありますけれども、もし誤つて採油の制限を命じた、あるいは必要以上の制限を命じた、こういうようなことも考えられるのでございすけれども、重ねて御意見を伺います。

○始開政府委員 先ほど申し上げましたように、審議会の構成並びに運営に注意いたしまして、ただいまお話のございましたような失態はいたさないつもりでございすけれども、万一そういう事態がございすれば、国家賠償に関する一般の原則によりまして、被害者である経営体から政府に対して要求ができる筋合いかというふうに考えておる次第であります。

〔多武良委員長代理退席、委員長着席〕

○中村(幸)委員 ただいまのお答えで了承いたしました。次は補助金の問題であります。従来石油及び可燃性天然ガスに補助金を交付してどの程度のきき目があったか、補助金を交付することによりまして発見された油田、あるいはガス田はどこであるか、お示しを願ひたい。

○始開政府委員 大体石油などにつきましては、試掘井十五本に對して一本ぐらゐの割合で當つておるような状況であります。従いまして危険率が非常に大きいので、政府が半額程度補助をするといふことは、いさゝか意味におきまして石油の試掘、石油の開発の促進に寄與いたしておると存するのであります。

その當つた例といたしましてはいろいろございすけれども、係の者から御説明いたしたいと存じます。

○入閣説明員 ちよつと例を申し上げますと、昭和二十五年におきましては東京のガス田、昭和二十四年におきましては秋田県の入湯田の八層、九層、昭和二十三年には秋田県に加治田、昭和二十二年には山形県の樽橋田、昭和十九年が新潟田、石名坂田、昭和十六年が新潟田、昭和十三年小滝田、昭和九年八幡田、昭和三年桂坂田、大体新しく発見いたしました油田は以上のようなものであります。

○中村(幸)委員 今補助金を交付することによりまして、たくさんあちこちで新しく油田が発見された、ガス田が見つかつておる、こういうことでございすけれども、しかしそれは、そういう補助金を交付しようといふよりな井戸は、大体において発見の可能性が非常に濃厚なところへ交付しておつたのではないかと申すのであります。従つて政府がそういう自慢するほどのものではないののではないかと申すのであります。今後一層補助金の交付ということについては力を入れていたいただきたいと思ふのでございす。

そこで今回新しく二次採取法を実施する者に補助金を交付することになるようでありまして、二次採取法というのはどういふ方法でありますか。これに補助金を交付する理由はどうであるか。それからまた従来は機械購入に對しても助成金を交付しておつたようでありまして、これは今日はどうなりませうか。

○始開政府委員 二次採取法の問題でございすけれども、私のしろうといたしまして了解いたしておりましたことと十分であります。石油が出て参りますためには、地下に天然ガス並びに水の両方が必要でございすので、二次採取法と申しますのは、一ペン出ましたガスをもう一ペン油層の中に送り返しまして、その圧力によりまして、うつちやつておけば出て来ない石油をもう一ペン上に押し出す。ガスを押し込める場合と、水を入れる場合と両方ありますが、大体二次採取法とはそのように理解いたしておる次第であります。

これにつきましては補助金を出します趣旨は、二次採取法と申しますのは新しい技術でありまして、實際やりましてもうまく行かない場合もある。つまり危険があるという点に主たる理由があると思つておる次第でございす。

機械につきましての補助金は、現在では補助いたしておりません。

○中村(幸)委員 それはどういふわけですか。

○始開政府委員 機械につきましては従来補助金を出したものは、大体専用の機械でございまして、ほかには使えないものにつきまして先ほど申し上げましたような趣旨での危険率を考へて出したものでございす。今回の場合におきましては、二次採取法といへども大体汎用の機械が多いのでございす。さういふ点からいたしまして、機械についての補助金は出さないといふふうに考へておる次第でございす。

○中村(幸)委員 二十七年の各種補助金はどのくらい計上してありますか、二十六年と比較してお示しを願ひたい。

○始開政府委員 二十六年におきましては石油並びに天然ガスにつきましての地質調査並びに試験奨励の補助金が一億一千萬円であつたのであります。二十七年におきましては合計して四千四百萬圓、その内訳は地質調査の補助が一億八百萬圓、試験奨励費が二千二百萬圓、二次採取の補助金が四百萬圓、合計四千四百萬圓ということに相なつております。

○中村(幸)委員 これはたいへんおかしなことと思ふのであります。政府においては今回資源開発法の改正までいたして石油の保護増長をしよう、こういう際に、二十六年には補助金が一億一千萬圓あつたが、二十七年は四千四百萬圓しか計上しない。大体三分の一程度に減額されておる。これは

ゆゆしき問題であると思ふのでありますが、しかし政府においても何かお考へがあることと思ひますので、その点を一応伺つておきます。

○始開政府委員 ただいま御指摘がございましたように、昨年度に比べまして非常に顯著な減少をいたしておるのでございますが、その主たる理由は、日本の最大の石油会社でございます帝國石油が昨年以來だん／＼増産いたしましたのと、もう一つは外國の石油の價格の高騰に伴ひまして單價も上つて參つたというやうな事情によりまして、業績が好転いたして參りましたので、帝石につきましては、さしあたり本年度といたしましては獎勵金の必要がないのではなからうかという考へ方からいたしまして、かように大幅な補助金の額の減少に相なつた次第でございます。従ひまして帝石を除きました爾余の中小の探油会社につきましての補助金は従前と同様の額に相なる次第でございます。その点御了承を願ひたいと存じます。

○中村(幸)委員 帝石におきましては昨年来非常に増産しておる、また外國の石油の價格も上つておつて、何とかやつて行ける、それで帝石には今回補助金を出さない、こういうお話でありましたが、先ほどの御説明のごとく、大体十五本掘つてようやく一本しか當らないというやうなこの探鉱については危険率が非常に多いのであります。しかもこの会社でも探鉱費というものが六割、七割かかつておるといふやうなことを聞いておるのであります。いかに帝國石油株式会社が最近の業績はいいとはいながら、はたしてそれで帝石が今後石油の増産に力が入るかどう

うかということに非常に憂へるのでありますが、いま一度お考へをいたしたいと思ひます。

○始開政府委員 帝國石油に對して今後永久に試験の獎勵費を出さないといふことを決定いたしましたのはございせん、本年度につきましては、大体帝國石油の計画をいたしましては、總經費のほぼ二割二分に當ります約六億を採算費として計上いたすことになつておるのであります。二十七年年度の見通しをいたしましては、その程度のものは政府の助成がございせん、出して行けるであらうというやうに考へておる次第であります。情勢の變化いかんによりましては考へ直して參らなければならぬかと存じておりますが、一応、ただいま申し上げたやうに、考へておる次第であります。

○中村(幸)委員 帝石の問題はそのくらいにして、中小石油業者に對しましては二十六年と二十七年は大した違ひはないというお考へであります。が、私もはもと／＼この補助金は増額してもらわなければならぬと思ふのであります。その点はいかがでございますか。

○始開政府委員 地下資源に對する探鉱の助成金につきましては、多々益々、弁ずる次第と存じておりますが、予算の一般的關係、特に本年度といたしまして新規に増加いたしますやう／＼な經費の關係かと存じます。希望に沿へなかつたことは、私どもの微力のいたすところであります。遺憾に存じておる次第でございますが、中小業者に四千万円程度の補助金を出すといふことで、従前に比して悪くない程度で本年度やつて參りたいと存じて

おる次第でございます。

○中村(幸)委員 第十四條には「費用の一部を補助金として交付することが出来る。」と書いてありますが、從來はどのくらいの割合で補助金を交付しておりましたか、承りたい。

○始開政府委員 從來は大体五〇％を補助いたしておつたのであります。が、本年度はこの基準を改正いたしまして、七五％まで出得るといふことになつたかと存じております。

○中村(幸)委員 補助金は、先ほどの御説明だと、四千万円というところになります。が、そうすると二十七年年度の納付金は、予想しておるところはどのくらいになりますか。

○始開政府委員 補助金を出しまして、當りますと、金を返すといふことになつておるのであります。その点についてのお尋ねでございますか。

○中村(幸)委員 そうです。

○始開政府委員 従前出しましたものについて二十七年に國庫に入つて來るとわれ／＼の予想いたしておりますものは、大体二千万円でございます。

○中村(幸)委員 その二千万円というのは、二十六年以前に補助金の井戸から、成功して入つて來た納付金と承知いたしますか。

○始開政府委員 さうでございます。

○中村(幸)委員 そうすると今度二十七年で四千万円の補助金を交付して、それが成功して、將來どのくらい納付金が入つて來る見込みかどうか。その点を承りたい。

○始開政府委員 これはやつてみまさんと、當るか當らないか、明確にわか

らないのでございますが、四千万円の中、地質調査補助費の千八百万円を除きました二千六百万円程度のものを最高の限度といふふうに考へておる次第でございます。

○中村(幸)委員 補助金と與えて、探鉱して、それによつて発見された油層より採油する場合、百分の三以内の納付金を國庫に納めなければならぬのであります。が、その百分の三というのは、利益の百分の三ではないやうでありまして、油層から採出した全体の價格の百分の三であります。相當重い負担となることと思ふのであります。

全額の補助ならともかく、一部の補助。先ほど御説明のごとく、從來は五〇％の補助を將來は七五％で行くといふことであります。が、そうすると二五％というものは企業者自身が負担するわけでありまして、企業者自身の職性において探鉱して、成功したといふのに、非常に重い納付金を課せられるといふことは酷ではないかといふやうに考へられるのであります。従ひまして、できますれば、この納付金の額は交付された補助金の範圍内にお願ひしたい、かように考へるのであります。またできれば、全額補助の形で補助金を交付していただきたいと思ふのであります。石油のやうな重要な資源は、國家におきましていかなる犠牲を拂つても、新しい油田の発見に努めなければならぬと思ふのであります。が、先ほどの御説明によると、探鉱に對する補助金の額は二千六百万円、それから成功して納付される納付金も同額の二千六百万円程度を予想しておる

といふことであります。が、國家が少しも損をしないで探鉱を獎勵するといふやうな考へでなく、國家が犠牲を拂つても、獎勵して、どし／＼補助金を交付していただかなければならぬ、かように考へるのであります。この点に對する政府のお考へをお漏らし願ひたい。

いる次第でございます。これは補助金をもたらう者が承諾をいたすわけでございまして、その間に任意の契約のような要素もあるわけでございます。国家財政の現状その他からいたしまして、一応やむを得ないのではなからうかというふうに考えておる次第でございます。

○中村(幸)委員　利益の上らない場合には納付させないというお話でありましたが、それは補助金を交付した井戸の属する油層のみの計算で利益が上らない、こういう意味に私は解釈するのではない、こういう意味にしては赤字でありまして、その会社としては赤字であるという場合も、当該の油層から出て来るものが利益があればどん／＼納付しなければならぬということであると、その会社としては非常につらい立場に追い込まれるおそれがあるのではないか、かように考えるのであります。

次に十九條を見ますと、納付金の納付義務者は補助金の交付を受けた鉱業権者とその承継人に限られておるのであります。隣鉱区の鉱業権者は同じ油層からいくら採油しても納付金を納めなくてもいいことになっております。これではせっかく苦心さんたんで油層を発見した功労者である鉱業権者に非常に酷であり、不公平ではないかと思ふのであります。隣鉱区の鉱業権者にも納付金を納めさせるのが適當ではないか、かようにも一応考えらるのではありませんが、この点はいかがでしようかと思います。

○始関政府委員 一種の正義観と申しますが、ただいまお話のような点もございしますが、法律論的に申して補助金を受けない者に補助金を返せというわけ

けにも参りかねますので、ただいまお話のような不合理と申しますか、不都合な点もあるように存じますけれども、法律的な観点におきましてその点はどうもやむを得ないのではないかと存じます。

○中村(幸)委員 法律的に見て、補助金をもたらわぬ者に納付金を納めさせるのはどうもおかしい、従つて無理があるがやむを得ないという御答弁であります。何も努力しない隣鎮区の鎮業権者がどしどし探油して、相対利益が上がる。しかるにせつかく一生懸命になつて努力した発見者たる鎮業権者は非常に重い納付金を課せられるというのは、あまりにも不公平な処置ではなないかと思ふのであります。この点やむを得ないことといはしますならば、そこに先ほどの納付金の程度が問題になるわけであります。そういう気の毒な鎮業権者でありますから、鎮業権者から納付金を納めさせる額はできるだけ低くしていただきたい、できれば補助金の範囲内にとめていただきたい。百分の三以内とありますから、運用によつても十分補助金の範囲内で納付させることもできると思うのであります。この点について政務次官からひとつお答えを願ひたいと思います。

○本間政府委員　今までの実績から申しますと、百分の一程度を納めてもらいつておるのでありまして、御指摘の占拠も十分考慮いたしまして実情に即応したように運用して参りたい、かように考えておる次第でございます。

損をしないで手をきまねいていて探鉱させるというようなことでなく、ほかの銅も石炭もその他の重要な資源につきましては、納付金などという制度はなく、どしどし國家の犠牲において補助をしておるのでありますから、ひとり重要な石油についてののみ納付金を課するということは、はなはだ矛盾していると考えますので、この点は十分御考慮願いたいと思います。

最後にもう一点だけお伺いいたしたいのでありますが、原油の関税の問題であります。昨年の通常国会におきまして、船貨の高騰等の関係もありまして、一年間は無税にしておくということになつたのでありますが、最近の運賃の状況あるいは外国の原油価格の問題というような点からいたしまして、通産省としてはこの原油の関税の問題をどういうふうに取扱うか。いま一年このままにしておいた方がよいと思うのでありますが、あるいはこの際は関税をかけた方がよいとお思ひになりますか、この際、応政府のお考えを承りたいと思います。

○本閣政府委員　御承知のように閣下の問題は改更期に来ておりますので、ただいま安本並びに大蔵省の方と語合いをいたしておるような段階でありまして、最終的にはまだきまつておりなないというふうに御承知願いたい。

○中村(幸)委員 私の質問はこれで終ります。

○中村委員長 風早八十二君。

○**風早委員** この法案は一体何を意図して立案されたのかという点でまだどうもはつきりしないところがありますので、二、三御質問してみたいと思います。盗掘を防いで油層を保護するると

いうことは、抽象的には非常にけつこ
うなことであり、過去においてずいぶ
ん濫用でひどい目にあつたということ
がありましたので、これは非常に大事

なことを思いますが、今も同僚、中村幸八委員からいろいろ御質問もありましたように、まず第一にその結果中小の石油資本の側からして一体これがどういうことになるか、これは全般として補助金があると言われまうけれども、今もいろいろ応答がありましたように、この補助の内容については非常に問題があるわけで、結局返さなければならぬというような反対給付があるわけであります。しかも昨年度よりも半減以上に大幅に削減されている、こういうことがあるわけであります。それよりも何よりも、機械については補助がないということになりますと、結局中小資本としては指をくわえておらなければならぬことになるのが必す定だと思っております。そういう点についての補償、つまり実際の問題は金のことになります、その金の補償ということはどういうことになるのか、また結局それで倒産したという場合、これに対する補償はどういうふうになるのか。こういうふうな点についていろいろ応答があつたわけであります、私が、私としては納得行かないわけでありまして、もう一度この点を御回答願いたいと思ひます。

○本閣政府委員　お答えをいたします。御承知でもあらうと思いますが、石油及び天然ガスは流体鉱物であります。その特殊性を十分勘案いたしますして、実際企業をいたします方で合理的な計画を實行されることが、その企業自体のためにも実はいいわけなので

と思うのですが、そういう点はどう
でしょうか。

○本間政府委員 この法案が成立をい
たしまして実施をいたしますのは、新
しく探鉱いたしまして、発見をいたし
ました場合に適用せられるわけであり
ますから、現在やっております鉱区に
対しましては、ただちにこれをそのま
ま適用するということではないわけで
あります。今すぐこの法律の影響が
中小の業者に深刻に及ぶというふう
には考えないわけでございます。従つて
当面の生産量につきましても、この法
案から直接の影響はない、こういうふ
うに私どもは考えている次第でござい
ます。

○風早委員 その点でもう一点だけ。
中小資本でやはり良鉱を探して当てい
るものもあるわけでありまして、ただ
問題はいろいろ仕上げ工事を行ったあ
とでなければ、こういうことになつて
おりますために事実やりたくもやれな
い。そういうことに對しては、どうい
う実際の補償あるいは奨励があるの
か。そういうものはないわけでありま
して、やはりこれは資本の強弱にまか
せることになつておるわけです。従つ
てこの結果、帝石なり、ごく一、二の
大石油資本のみが残ることになりまし
て、あとはひどい目にあうということ
になるのか、そういう点を聞いておる
わけでありまして。

○本間政府委員 御指摘もあつたので
ありますが、帝石は本年度の成績が非
常によかつたものでありますから、と
りあえず二十七年は一番大きな帝石に
對しましては補助をせなくてもよから
う、こういうふうに考えておるわけで
あります。そのほかの中小の業者が

直接に影響を持つて参りますのは実
際の市価でありまして、あるいは原
油を買上げ、また売ります値段とい
うようなことがむしろその業者の非常
に大きなケースになるのでございま
して、従つて新しい、いい油田を探し
たいという場合に、政府の方ではその一
番費用のかかります調査及び探鉱の方
にできるだけの補助をしたい、こうい
うふうに考えておる次第でございま
す。

○風早委員 帝石などはと言つてはな
んですが、帝石などは何割かの利潤率
を上げ、これはもちろん朝鮮動乱以
後のことでありまして、それよりも、
何割かの配当をやつておる。こうい
うところは、もちろん四千万円の半分、
二千万円程度の補助金なんかは実
問題ではない。あなたの言われる通り
つと大きな、つまりコスト高の問題が
あるわけですね。それは私はあとにまわ
しておいて、とにかくこの際問題を明
らかにしたいというのには、その中小の
資本に對する補償というものが、ない
ということでは、どうもこれで明らかで
ないかと思つておるわけですね。どこを
探してもこれはないわけですね。また先
ほど四千万のうちの二千万までは、少
くもこれは中小に言われましますけれ
ども、それすら実はどこでその補償が與
えられておるかかわからないわけだ
す。そのわずかなばかりの四千万の
もの、実際にやれるもの、つまり仕上
げ工事を行ったものでなければなら
ないというところであれば、やれるもの
にこれが流れることは、事実上当然の
ことであると思つておるわけですね。あ
とに残されたものは、よくそのギヤ

ツブがひどくなつて、倒れてしまつと
いうことにならざるを得ないので、こ
れはやはり法案、法案というよりも、
立法の一つの大きな欠陥として私は指
摘したいと思つておる。その点で、実
際予算上どうしてもこれ以上は國
家資金が出ないのだというのであれ
ば、その点もはつきりしてもらいた
い。またそれならば金融措置につい
て、具体的にはどういふことを中小の
資本に對して考えておられるか。それ
をもう少し聞かないことには、半分は
少くも出すと言われても、その中小が
どういふ中小であるかということもわ
からない。つまり中小といふことも、こ
れはやはり技術の問題もありましか
ら、企業者の創意工夫というものを誇
つておるものもあるわけですが、そ
ういふものもみなつぶされてしまふ、
それがしてしまふということになるから、
そういう点を伺つておきたい。

○本間政府委員 四千万円の中で
大体四千万円見当が中小の製油業者に
出るわけでありまして。

それから金融措置というお話でござ
います。そういう問題もございま
す。先ほど申し上げましたように、
探鉱の補助金を七五割まで引上げた
というふうに考えておる次第でござい
ます。それ以外の一般の金融的な措置
等については、中小の業者から原油を買
い取る精製業者などの原油代金の支拂
いを促進させるという方法もあわせて
行政の問題としてやつて参りたいとい
うふうに存じておる次第でございま
す。

それから補助金の交付と仕上げ工事
という問題は直接関係がございませ

ので、その点御了承願ひたいと思いま
す。

○風早委員 その問題は、やはり機械
に對する補助がないということから来
ておる。実際問題として今のお答えで
は、私のお尋ねした点に對してのお答
えにはならない。私はどうも納得が行
かないわけですが、きょうは時間の制
限があるので、次の問題に一応参りま
す。

次に大きな会社、帝石にしても、こ
こにも諸願書が出てるようなわけ
で、やはりいろいろ問題は持つておら
れるわけですね。これは原油関係に對
する意見というものが出ておまして、
せつかく盛り育てようとしておる大
きな会社も、実際はそういう矛盾を持
つておる。そのほかまた割則などもあ
りますし、いろいろ安全率も高くなつ
ておるといふこともあります。けれど
も、結局問題はやはり関税の問題、こ
ういふ点で、結局高くつくものを買
わされて、製品は安くたかされるとい
う関係は、やはりこの石油業者の――
これは何も今度の探鉱問題だけではあ
りませんが、全体として資本の効率上、
障害になつておる点が多々あるわけ
であります。こういう点、たとえば関税
の点などについてはどういふお考えで
あり、またどういふ見通しを持つてお
るか、これをはつきりさせていただき
たい。

○本間政府委員 関税問題についてお
答え申し上げますが、これは二次探
取の問題に關連して先ほど申し上げた
のでございまして、中小油井業者、中
小製油業者に對する試験の助成の場合
におきましては、大体試験は鑿井の事

門の業者を下請に使用します関係上、そ
の下請に携り全体の経費を別途として
その七割五分のところまで助成しよう
というのでありまして、機械について
の補助金があるとかないとかいうこと
は、試験の助成の問題については関係
がないということをお申し上げておきた
いと思つておるわけでありまして。

関税の問題につきましては、先ほど
政務次官がお答え申し上げた通りで
ございまして、国内産原油につきまし
ては、一割まで税金をかける、但し目下
の状況では、国際的な原油相場は高い、
なおフレイトも高いので、さしたる
一年間は関税をかける必要はなから
う、こういうふうに昨年の国会でおき
め願つたわけでございまして。ただいま
そういう状況に根本的な変化があるか
ないか、また関税をかけることになり
ますと、一般の消費者方面にも相当影響
がございまして、いろいろ勘案いた
しまして、ただいま検討中でありま
す。

○風早委員 先ほど四日市の燃料廠の
拂下げの問題に關連して一応出して
おいた問題ですが、二十七年の石油の
需給関係を油種別に一応お述べ願ひた
いと思つておる。今後の日本の石油生
産の方面を明確に示してもらいたい、そ
の資料として……

○本間政府委員 二十七年は大体ど
のくらいの有効需要があるかというこ
とは、ただいま安本と相談をいたしま
して試算いたしているわけではござい
ませんが、二十六年の分がほぼわか
つておりますが、二十六年の分につ
きまして油種別にあつてお答えいたし
まして、二十七年の方はその消費量に對
しまして多少有効需要が上まわるであ

ろうという見解のもとに、ただいま試算をいたしているような次第でございます。二十六年度の油種別の消費量につきましては、事務局から答弁をいたします。

○松田説明員 揮発油が百十三万六千、桐油が十六万六千、軽油が五十九万三千、重油が二百五十六万八千、潤滑油、これはいろいろなものがありすが、ひつくるめまして三十九万、グリースが二万六千、パラフィンが一万四千、アスファルトが十五万、単位はキロでございます。合計いたしまして五百四万三千、大体そういう数字になつております。

○風早委員 供給はどうですか。

○松田説明員 百の単位は省略して申し上げます。供給は、揮発油が九十七万七千、桐油が十三万二千、軽油が四十八万七千、重油が二百九十九万九千、潤滑油が三十四万四千、グリースが一萬五千、パラフィンが九千、アスファルトが十一万一千、合計四百二十七万七千でございます。

○風早委員 これも昨年度の需給関係なので、まだはつきりしたことはわかりませんが、たゞは揮発油は相対的に不足している。それから重油はもう少し不足しているわけですが、その他もみないで足りないわけですが、この足りない原因は、やはりもつぱら輸入の問題にあると思うのですが、そういう点で今後の輸入の見通し、またその場合にどう点を、たとえば重油の輸入が一番問題だろうと思ひますが、需給関係からいって、重油の輸入の問題と、それから揮発油について、この不足分を、これは四日市の燃料廠の再開というふうなことになる

かとも関連して、国内生産でこれをまかなうとするのか、あるいはその点どういうふうなことになるか、それらの関係を二十七年度の見通しとして、日本の石油生産の方向を示す意味でお話を聞きたいと思ひます。

○松田説明員 お答えいたします。二十七年度の分につきましては、先ほど政務次官が申し上げました通り、有効需要を幾らに算定するか、これは、先ほど安本と通産省というお話がございまして、補足させていただきますと、運輸省、さらに農林省の船の關係がございまして、その辺の需要の見通しを今作業中でございまして、はつきりきまつた数字が出ておりません。これに對しまして、供給をどうするかという問題でございまして、一つには外貨の面、一つには国内の配給統制の面、この二点にわかれるかと思ひますけれども、外貨の面につきましては、申し上げるまでもなく二十七年度いっぱい外貨というものが組んでおりませんので、さしあたり一三三ないし四一六、七一九あたりの数字を組みましたが、なお十分ではございませんので、この増加を要はお願ひしておる状態でございます。従つて外貨が幾らにきまるかというところによつて、入つて来る量というものが、おのずからきまつて来るかと存じます。それからもしそういうことでございまして、不足分が出ますれば、統制は統制されなければならぬというところにもなりましようし、その量が統制をはずしてもいいという段階になりましようが、その辺はまだ有効需の關係、外貨の關係、それから先ほどもちよつと御指摘がございましたが、世界の油の需給状況のきゆうくつがあ

い、その辺にもならなければなりませんので、はつきりした数字的な見通し、統制問題、この辺はまだきめかねておる状態でございます。

○風早委員 この中で特に問題になるのはやはり揮発油であります。百十三万六千キロリットルという相当の量であります。これの用途別の分類をひとつ述べていただきたいと思ひます。

○松田説明員 申上げざるまでもなく、大部分は自動車用でございまして、工業用にもまわつておりますし、申訳ございせんが、ただいま表を用意して来ておりませんので、後ほどお答えさせていただきますと思ひます。

○風早委員 それでは後ほどひとつ明確にしたい点でございます。最後に、こゝやつて非常に生産増強をやらなければならぬというのであります。が、一体日本の石油資本のおそれ大半といつていいと思ひますが、大分社はいずれも外資によつてほとんど独占的に握られておるといふような状況のもので、われ／＼が一番憂へることは、都合のいいときには極端な濫用もあえて辞さない。また都合が悪くなると合理化するといふような名目で、一時とにかく特定の資本だけに集中してそれを生かして、あとはもうどうなつてもよろしい。また都合がよくなれば、というのはいささか国際情勢等とどこで動乱が起り、飛行機や戦車のガソリンがうんとおるようになって参りますと、またど／＼とやり出す。これは日本のわずかの石油田に對しては濫用が行われるわけでありまして、たとえば二十三年から二十四年にかけてだと思ひましたが、帝石の労働組合から名前もちよつと忘れましていただ

も、秋田市の南の方に日本で最良の油田があるわけですが、そこは前から軍が持つていて、とう／＼その当時に至るまで使わなかつたわけですね。あれを捌けばたちまち帝石の赤字も解消し、われ／＼の資金も支拂われるというところを会社に対して強く要求しておつたのであります。そのときは一向それを取上げなかつた。ところが帝石にスタンダード・オイルが入つたために、今度はめ／＼な濫用を始め、地下油層がひどい状態、すなわち通称アミバーができたという状態になつたわけですが、結局そういうふうには大資本も大資本ですが、それをまた大半握つておる外資といふものが、自分の都合次第でときによつてはもうめ／＼な増産をする。また都合が悪くなればこれを抑える。こゝういふ背後の手がある限りにおいては、これはなかなか額面通り合理化と言つてみたところで、そういうわけには参らないだらうと思ひます。そういう点で一体日本の石油生産といふものを今後日本の国民経済にとつて有利に発展させるという方向をとつておられるのか、あるいはまたただなすにまかせて、結局外資の独占状態のもとで情勢に流されて行くというふうなことであるのか、その点はやはり政府に確信がない限りは、これはいくらさういふ條件の中において、このやうないわゆる合理化なるものをやつてみても、大まきうしろへ操作されてしまつて、そのときはそのときの情勢次第というところになつたのでは、たまらないと思ひます。そういう点で政府はどの程度まで見通しと確信を持つておられるか、それは大臣が語られましたやうで

すから、次官にお伺ひいたします。

○本間政府委員 お答えいたします。原油の關係で精製業者には御指摘のやうに外資と提携をいたしているものがございますが、採油業者には外資の關係はないのであります。従つて採油業者に無理な濫用を外資の關係からさせるといふやうなことになるものも私どもは考へておるやうな次第であります。

○風早委員 それは政務次官としては、はなはだどうも不見識な話ではないかと思ひます。それはどの商品でも同じことで、市場の問題が第一だと思ひます。ですから結局精製業者といふものが握ることになるわけですね。その都合次第で探鉱も必要になります。また探鉱も必要になるわけですね。常にそれに支配されておるわけですね。そのかんじんの精製業者が、実は外資の独占的な状態のもとにある、こゝういふことから私は問題にしておるわけですね。ですからこれはもう当然さういふ大きな背後の手で左右されることになりまして、さういふ点で、今こゝではこの法案は一応探鉱及び探鉱だけの問題だと言われましても、この問題を最も善意に解釈して、正しく合理化をやらうという立場からいいますと、さういふ障礙物が背後にあるといふことをはつきり認識しておかなければならぬと思ひます。しかもさういふ点であなたは通産政務次官として、日本の石油生産の向うべき方向、こゝういふやうな意味において、当然それは前提として考へられなければならぬことだと思ひますので何つておるわけですね。もう一度その点について……。

○本間政府委員 御承知のように油の

生産が非常に低いものでありますから、需給の関係では、ただいま釜山局長から申し上げましたように、外貨の關係でありますとか、國際的な油の需給の關係でありますとかいうようなものに影響されますことはやむを得ないかと思つてございしますが、製油業者にいたしましても、日本海に面しまして大國產の原油を處理いたしておりますところには外資が入つておらないわけでございますから、政府といたしましては國產の原油を採油いたしております業者の保護という問題につきまして、別の観点からできる限りの保護をして行きたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○風早委員　そうしますと、別の観点と言われるのは、大ざつぱに言いますと、いわゆる日米經濟協力とまではまた別の、日本國の立場からこれだけは日本の大事な資源であるから、この際保護のために非常に手を盡さなければならぬ、こういうお考えですか。

○本間政府委員　採油業者の生産をいたしております原油の買上げ價格その他の点から、できるだけ健全な発達をいたすように配慮いたしたい、こういう意味でございします。

○風早委員　時間が来ましたから質問は留保してきようは打切りたいと思つてますが、やはり政府の考えの中に——これはしいてそれを切り離そうとされるのかどうか知りませんが、あるいはまたそうでなくして、實際日米經濟協力の大きな背後の力というものをまつたく度外視しておられるのか、その点がはつきりわからないのです。しかしいづれにしても、それはどう考えられようが、客觀的には今日日本のあらゆ

る生産が非常に軍需生産の方へ集中せられようとしてゐる。その証拠には、産業資金の出どころというものは、これは昨日あたりの予算の公聴会なんかでも、財界の代表たちの口を通じてみても、本年度においては明らかに産業資金というものが少くもその中に出て来る國家資金に關する限りは、これはずつと方向が出ておる。そういう中でやはり具体的な法案を考えないと、これはいくら切り離そうといつたつて通用しないことになると思ひます。そういう点をひとつ十分に關連させ、一貫して明日は御回答願ひたいと思ひます。ことに日本の石油生産がこうやつていろ／＼増強されておりましたも、國內の需要を満たすための——國內の需要といつても、その中には米軍あるいは日本のいわゆる予備隊等の需要も当然含まれております。そういうものを除いて、つまり國內の平和的な經濟發展にこの石油の需要がどれくらいの部分をおめておるか。農村においても全然石油がないという所がたゞさんあるわけですが、それから石油發動機を使つておつた小さい汽船についてもやはり足りない。こういうふうに、どんどん石油をつくつてもどこへ一体それが行つてしまふのか、これは國民としては非常にふしぎなことだと思ひます。もちろんこれは消えてしまふわけですが、揮発油となればなお消えやすいのでありますして、これは消えてしまふのです。そういういつたようなことでは、一、二の独占会社、実は外國資本でありますけれども、これは莫大な利潤と配當を得ておるかも知れぬけれども、どうも日本の國內平和生産という立場からいふと非常な問題があると思ひるのであります。

して、特にその大きな一つとして石油というものがあつてあります。ですから石油の問題をこういう大きな方向——これがもし誤つておれば、もはやいくらその中で何を試みようとしてもなか／＼むずかしいのです。真にこの法案を生かすためには、つまり日本の油層を保護し、合理的に石油生産をやるためには、どういふことが前提條件として必要であるかということをつつそこら突き出していただきたいということを希望いたしまして、明日にさらに詳しい質疑を留保したいと思ひます。

○中村委員　他に御質疑はございませぬか——他に御質疑がなければ本日はこの程度にいたし、次会は明日午後一時より開會いたします。
本日はこれにて散會いたします。
午後四時十分散會

昭和二十七年二月十六日印刷

昭和二十七年二月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所